

# 旧村の予算書から見た 明治の地方自治と独歩の給与

林寅喜

(会員 佐伯市中の島)

歳入の主なもの

国庫支出金

国税徴収手数料（税額の4%）

県交付金

県税徴収手数料（税額の4%）

村税

戸別錢（村民税）と地価割（固定資産税）

小学校授業料

児童一人当り月額二錢

雑収入

二十人在籍していた（学校百年史より）  
（この年沖鶴尋常小学校では二学級で百

臨時費

不要品売却代・し尿売払い代

財産収入

（共有林売却代）

歳出の主なもの

役場費

村長年俸九拾円・収入役同六拾円・書記

給料

同三拾六円・使丁同三拾円

雜給

助役・学務委員費用弁償

款項（今は目・節まで細分化している）に分類して前年度予算額と当年度予算額を比較対照する形式は、百年以上過ぎた今日でも全く変わっていない。

## 予算書の形式について

（今は目・節まで細分化している）に分類して前年度予算額と当年度予算額を比較対照する形式は、百年以上過ぎた今日でも全く変わっていない。

給料

同三拾六円・使丁同三拾円

雜給

助役・学務委員費用弁償

需要費

提灯張替え・桶輪替え他

歳入額	六百六拾九円五拾錢四厘
歳出額	六百六拾九円三拾九錢
差引残金	拾一錢四厘

註 現在では差引零となるよう処理される。

消耗品費  
 諸用紙・石炭油・蠟燭・つけ木・ランプ  
 灯心代他  
 通信運搬費  
 宿直弁当代

### 会議費

議員費用弁償  
 他に備品費・消耗品費・雜費

### 教育費

給料

雜給

需要費

衛生費

諸税負担

### 予備費

(佐伯町他二十三村学校組合分担金)

## 明治の地方自治

この予算書から、明治二十二年に始まつた我が国初期の地方自治に於いて、町村長が行つた行政執行の責務を列記すると、

・兵事と戸籍の事務

・学校教育の推進

・伝染病予防の徹底

の三つを基本としていたことが分かる。

まず兵事は、明治五年(一八七二)に颁布された徵兵令に基づく壯丁の監理事務を遂行することであり、戸籍

は同四年の戸籍法公布に基づく事務であつた。また、学校教育は同五年の学制制定から、十二年の教育令制定によつて一層内容が強化され、衛生費に見る伝染病予防は、

以上が予算科目別の主な内容であるが、村はこの年共に林を売却して収入金百五拾円を追加補正し、役場の購入費に充当している。つまり村は発足したものの三ヶ年もの間役場も議場もなく、議会は民家の座敷を借りて開

会していたと思われ、会議費の中に議場借宅料として一拾錢計上している。

註 小学校が義務教育になつたのは大正八年（一九一九）のこととで、それ以前は各小学校共授業料を徴収していた。月額は二銭（別紙参照）であつたとするが、これを今の貨幣価値に直すと二千円位ではなかろうか。したがつて、子供が多く生活が苦しい家庭では、満足に教育を受けさせることが出来なかつたと思われ、児童数も限られていたようである。なお、明治初年の開校時には各村浦共寺か庵、または空き家の民家を利用していたらしく、児童数が増えるにつれて校舎建築を必要としながらも、国庫補助法が施行されたのは明治三十二年（一八九九）のことであるから、その間は各自治体で費用を捻出せざるを得なかつた。

次にこの予算書では、歳出は役場費・会議費・教育費・衛生費・諸税負担・予備費の六款（款Ⅱ主たる科目のこと）から成つているが、昭和五十年代の旧佐伯市では十三款と倍増している。

それは、明治・大正・昭和と百年に及ぶ地方自治制度の中で、国勢の発展と併せ戦後は国民中心の政治が行われるようになつた。その結果地方では、複雑に多様化する予算の執行を円滑に推進するため、必要に応じ款を設

けて来たからである。

最近はまた地方の時代といわれ、合併によつて自治体の強化が図られつつあり、今後は行政面も予算面も益々多様化して行くであろう。平成十七年度の新佐伯市予算書は十四款であるという。

#### 村長と独歩の給与差

明治二十六年、二十三歳の青年独歩が徳富蘇峰の紹介により鶴谷学館の英・数教師として赴任して来た時、彼の報酬は月額二拾五円（前任の教師／三十四～五歳／は三拾円）であつたという。この年西上浦の村長石田碩太郎は年俸九拾円、月額にして七円五拾銭であつた。多分この報酬額は郡役所（旧地方事務所、現在の振興局）の指導によつて、南海部郡二十三ヶ町村が足並みを揃えていたものと思う。

当時の町村長は公選とは名ばかりで名誉職でもあつたが、その報酬が若い教師の三分の一以下と知つて驚いたに違ひない。恐らく郡長や佐伯町長でも精々拾円前後ではなかつたろうか。世評では当時一拾五円の給与は、町の中でもトップクラスであつたという。

因みに予算書から他の職員の給与を拾つて見ると収入役が五円、書記が三円、給仕が二円五拾銭、小学校の訓導は優遇されていたのか七円で収入役より一円高いが、雇教員の場合二円七拾五銭と給仕並である。

ところで、小学校と私学の教師間に給与差があつたことは否定しないが、独歩の一拾五円に比べれば雲泥の差である。如何に彼が優遇されていたかが分かる。

そう考えてみると、独歩が永い間佐伯に滞在し得なかつた主たる原因是学内での紛争が発端であるとしながらも、給与の面（前任者もそうであつたかもしれない）では随分『せらわれ』（妬む羨む）ていたと思われ、後年佐伯を題材とした数々の名作を残す作家となることなく、知る由もなかつた世間の風当たりは強く、それも離伯に拍車を掛けた一因ではなかつたろうか。

残された一旧村の予算書から、愚考して紹介した次第である。

